CYFUSE

第13期 定時株主総会
招集ご通知

日時
2023年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所
東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル
西館１階　ベルサール三田
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

また、ご来場される株主の皆さまにおかれましては、マスクの着用や手指の消毒、検温等の感染症対策にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお本定時株主総会へご来場される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

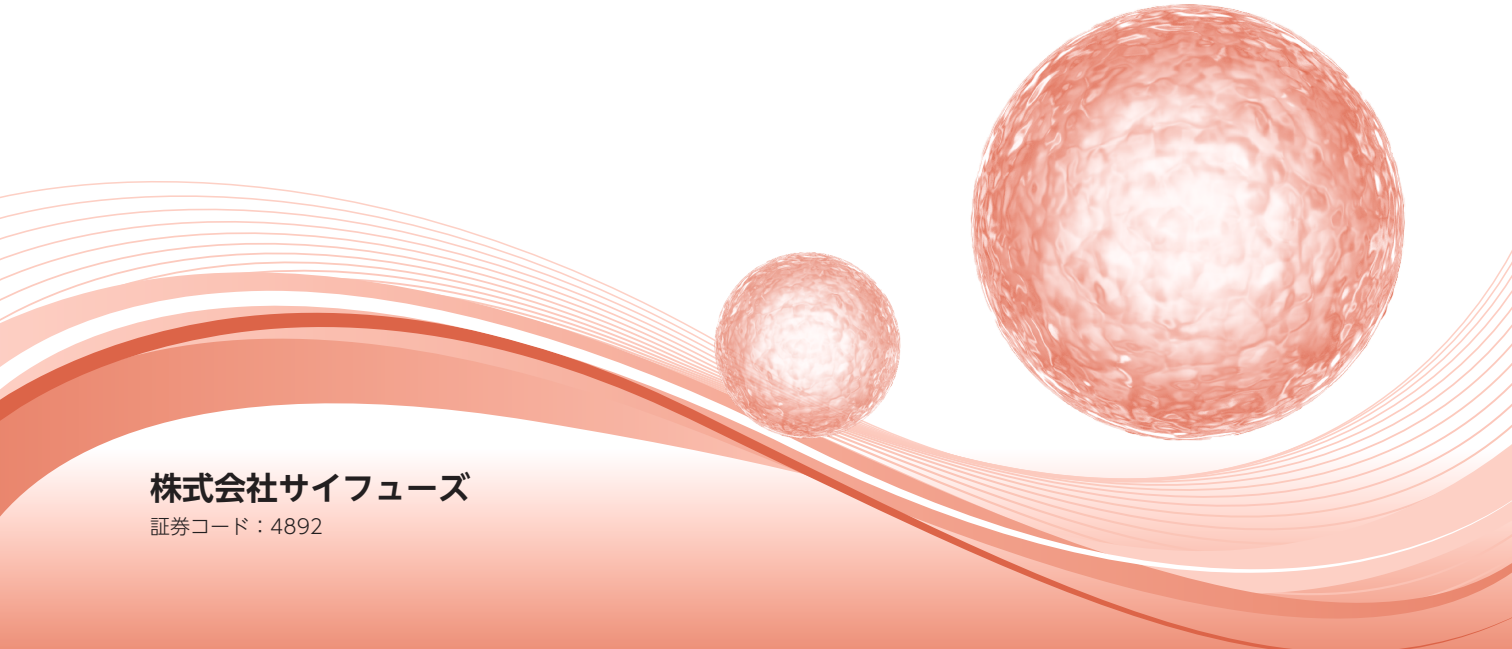

株式会社サイフューズ
証券コード：4892

証券コード　4892
2023年３月13日
（電子提供措置の開始日　2023年３月６日）

株　主　各　位

東京都港区三田三丁目５番27号
住友不動産三田ツインビル西館
株式会社サイフューズ
代表取締役　秋枝　静香

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.cyfusebio.com/ir/stock/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年３月27日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】
３頁の「書面（郵送）で議決権を行使される場合」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権を行使される場合】
３頁の「インターネットで議決権を行使される場合」をご確認ください。なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

1．日時：2023年３月28日（火曜日）午前10時（開場：午前９時30分）
2．場所：東京都港区三田三丁目５番27号
　　住友不動産三田ツインビル西館１階　ベルサール三田
3．会議の目的事項
　(1) 報告事項　第13期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告
　(2) 決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以　上

（お願い）
1．会場ご出席の株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2．議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2023年３月27日（月曜日）午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

「スマートフォン」による行使

同封の議決権行使書用紙右下のログイン用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

行使期限　2023年３月27日（月曜日）午後６時まで



「ログインID・パスワード入力」による行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限　2023年３月27日（月曜日）午後６時まで

詳細は次頁をご参照ください

株主総会に出席される場合



当日出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時　2023年３月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



❷ 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合は右のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

❶ 議決権行使サイトへアクセス
https://evote.tr.mufg.jp/

❷ ログイン

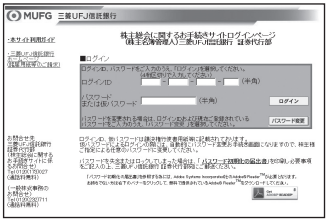

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

❸ パスワード登録

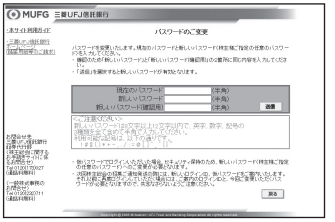

株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）が施行され、「場所の定めのない株主総会」に関する制度が創設されました。これにより、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主の皆さまの利益に資することを目的として、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することを内容とする現行定款第14条第３項を追加するものであります。

なお、本議案が可決された場合には、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆さまの利益に最大限配慮しつつ、感染症対策をはじめとする社会的要請、ステークホルダーの皆さまのご意見及び当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見等を踏まえて、慎重に開催方法を決定してまいります。

また、定款第14条第３項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令及び法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（招集） 第14条 1　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 ＜新設＞	（招集） 第14条 1　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 3　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

1．提案の理由

今般、当社では、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、新たに在任条件型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、あわせて「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2．本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を

付したうえでこれを保有させるものです。
本制度により交付される株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「在任条件型譲渡制限付株式」と、当社の企業価値向上に向けた業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定する「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成されます。

3．報酬の額及び具体的な内容

(1) 本制度にかかる報酬額の上限及び交付される当社の普通株式の総数

本議案に基づき、対象取締役に対して「在任条件型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下「金銭」といいます。）とし、その総額は、「在任条件型譲渡制限付株式」については年額１億円以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める３か年の事業年度につき１億５千万円以内といたします。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2021年３月26日開催の第11期定時株主総会において、年額２億円以内とご承認をいただいておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記のとおり設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いするものです。

対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について交付を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、「在任条件型譲渡制限付株式」については年10万株以内、また、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める３か年の事業年度につき15万株以内（ただし、いずれも、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整されます。）といたします。

本議案における報酬額の上限、交付される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定することとして、相当であると判断しております。

(2) 報酬の支給方法

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会において決定するものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、対象取締役は３名となります。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

４．当社の普通株式の交付

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、「在任条件型譲渡制限付株式」については本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役その他一定の地位のいずれの地位も喪失（以下単に「退任」といいます。）する日まで、「業績連動型譲渡制限付株式」については本割当契約により割当てを受けた日から３年間以上で当社の取締役会が定める期間（以下これらの期間を「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

① 在任条件型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間の開始日から１年間以上で当社の取締役会が定める期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、本割当株式の全てについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解

除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

② 業績連動型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、当社の取締役会が予め設定した業績目標の達成度に応じて譲渡制限解除割合を決定し、譲渡制限期間の満了時において対象取締役が保有する本割当株式のうち、当該本割当株式の数に譲渡制限解除割合を乗じて計算される数（1株未満切捨て）の株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由によらず退任した場合等、その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに従い譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

事業報告

2022年 1 月 1 日から
2022年12月31日まで

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2022年１月１日から2022年12月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続く中、段階的に経済活動が再開され株式市場は徐々に回復に向かいましたが、新たな変異株の出現により、感染者数が増大し、依然予断を許さない状況が続き、工場の稼働率低下による部品不足や、原材料の調達、輸送費用等の高騰等、先行き不透明な状況が続きました。

国内における再生医療・細胞治療分野においては、厚生労働省 薬事・食品衛生審議会 再生医療等製品・生物由来技術部会において、新たに再生医療等製品の製造販売承認が了承されたものを含め、累計で17製品が国内上市するなど、新たな再生医療等製品の上市への期待感は引き続き高まっている状況です。

このような状況の下、当社は独自のプラットフォーム技術を用いた革新的な再生医療等製品や3D細胞製品の創出を通じて、新たな再生医療・細胞医療の実用化・産業化に貢献するべく、研究・技術開発を中核とする事業活動を推進してまいりました。また、細胞製品開発と並行して、デバイス販売や共同研究活動等により、当社の基盤技術を国内外に普及させる事業活動にも取り組んでまいりました。具体的には、①再生医療領域において、再生医療等製品の承認取得へ向けたパイプライン開発及び研究用細胞製品の受託、②創薬支援領域において、製薬企業・非臨床試験受託企業等を相手方とした創薬支援用のツールとしての細胞製品の開発、③デバイス領域において、基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタ等の三次元細胞積層システム機器の開発・販売等を多面的に展開いたしました。

各領域における開発及び経営成績の概況は、以下のとおりです。

① 再生医療領域

当社では、主要な再生医療パイプライン（末梢神経再生、骨軟骨再生、血管再生等の革新的な3D細胞製品）について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」といいます。）等の公的機関の支援のもと、再生医療等製品の承認取得・実用化を目指し、各大学・研究機関及び連携企業等の共同開発パートナーとともに臨床開発及び研究開発を進めております。

ａ．末梢神経再生

末梢神経再生については、これまでに国立大学法人京都大学とともにAMED委託事業「革新的医療シーズ実用化研究事業／バイオ3Dプリンタにより作製した三次元神経導管

（Bio 3D Conduit）を用いた革新的末梢神経再生法の臨床開発」において、末梢神経損傷を受けた患者さまへ移植するための「細胞製神経導管」の開発に取り組んでまいりました。また、当事業年度においては、AMED委託事業「末梢神経損傷を対象とした三次元神経導管移植による安全性と有効性を検討する医師主導治験」において、京都大学とともに臨床試験を実施いたしました。なお、本細胞性神経導管の開発背景や開発状況の進捗については、「第21回日本再生医療学会総会」をはじめとする学会や文部科学省の特別展示「情報ひろば」等の展示会等で発表いたしました。

今後は、本医師主導治験に関するデータを集積し、次相臨床試験開始に向けた準備を進めてまいります。

b．骨軟骨再生

骨軟骨再生については、軟骨だけでなく軟骨下骨まで損傷が進行している患者さまへ軟骨と軟骨下骨とを同時に再生させることが可能な「細胞製骨軟骨」の開発に取り組んでおります。

これまでに九州大学病院において、変形性膝関節症をはじめとする患者さまへ細胞製骨軟骨を移植する臨床試験（プロジェクト名：「高密度スキャフォールドフリー脂肪由来幹細胞構造体（HDMAC）を用いた骨軟骨組織再生の臨床研究」）を、AMED委託事業「再生医療実用化研究事業/高密度スキャフォールドフリー脂肪由来幹細胞構造体を用いた骨軟骨組織再生の実用化推進臨床研究」による支援を受け実施してまいりました。

当事業年度においては、AMED橋渡し研究プログラム「バイオ3Dプリンタ技術を用いた膝関節特発性骨壊死に対する骨軟骨再生治療」に事業採択される等、次相臨床試験開始に向けて、慶應義塾大学病院とともに開発を進めました。

c．血管再生

血管再生については、人工透析患者さまへ移植可能な細胞製の血管構造体「小口径細胞製人工血管」の開発に取り組んでおります。

当事業年度においては、国立大学法人佐賀大学と共同で進めるAMED委託事業「バイオ3Dプリンタを用いて造形した小口径Scaffold free細胞人工血管の臨床研究」において、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリングとともに臨床試験を継続実施してまいりました。引き続き、国立大学法人佐賀大学との連携を図りながら、臨床試験の完了に向けて今後も開発を続けてまいります。

d．次世代パイプライン

現在、臨床開発段階にある再生・細胞医療分野における主要パイプラインに加え、次世代のパイプライン（研究開発シーズ）の育成及び探索開発が進捗しております。引き

続き、共同研究パートナーとの研究開発を進めるとともに、新たなシーズ探索・基礎研究を進めてまいります。

e．その他

当社が実用化を目指す細胞製品の開発においては、基盤技術を用いて細胞のみで立体的な構造体を作製するコアプロセス（スフェロイドの作製～三次元細胞積層による立体化～立体構造体の組織化）が極めて重要です。当社では、細胞製品の実用化・産業化に向け、このコアプロセスの機械化及び生産設備開発に取り組んでおり製造設備及び製造設備等のインフラに関する技術・ノウハウ等を有する企業とのパートナーシップ強化を加速し、必要となる培養技術やプロセス開発等、商業化に必要となる技術開発を進めております。

当事業年度においては、当社と細胞製品の製造に関する包括的パートナーシップ契約を締結している太陽ホールディングス株式会社の子会社である太陽ファルマテック株式会社の高槻工場内の「次世代モジュール型CPC」（細胞加工施設）において、製造体制を整備いたしました。本「次世代モジュール型CPC」は当社の業務提携先である日立グローバルライフソリューションズ株式会社と共同で構築した、コンパクトかつシームレスな製造設備であり、３社共同体制に基づき製造施設構築の実現にいたっております。

そのほか、藤森工業株式会社との間では、細胞の大量培養に関する共同技術開発を、また、岩谷産業株式会社との間では、凍結保管技術の開発を進めてまいりました。

以上のように当社では、今後もパートナー企業との間で戦略的パートナーシップの強化を進め、当社の革新的な再生医療等製品の早期の実用化に向け開発を進めてまいります。

② 創薬支援領域

当社では、創薬支援領域における独自の基盤技術により、スキャフォールドを使用せずにヒト肝細胞等の細胞のみから、高い肝機能が長期間にわたり発現する3D肝臓構造体を開発し、製薬企業や非臨床試験受託会社等の創薬研究のニーズに応える創薬支援用途でのツール開発を進めております。

当事業年度においては、これまで国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」といいます。）による「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携スタートアップに対する事業化支援」の支援を受け開発した「3D肝臓構造体による毒性評価モデル」について、業務提携パートナーである積水化学工業株式会社、大阪サニタリー株式会社及び株式会社SCREENホールディングスとともに、3D肝臓構造体の事業化に向けた共同開発を進めてまいりました。

③　デバイス領域

当社では、デバイス領域において、基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタ等の三次元細胞積層システム機器の開発・販売等の事業活動を進めております。また、バイオ3Dプリンタによる基盤技術普及を進めることにより、再生・細胞医療領域におけるポジション確立及び技術普及・シーズ探索等を目指すとともに、細胞製品の実用化に必要となる技術応用及び新技術開発を進めております。

今後は再生医療等製品の実用化及び臨床開発に向けたデバイス類の開発及びサポートにも注力してまいります。

以上のような活動の結果、当事業年度における売上高は、細胞製品の製造支援及びデバイスの販売、その関連部品の販売等により、374,477千円（前年同期比47.1％減）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、合計で666,585千円（前年同期比33.3%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は425,089千円（前事業年度は営業利益70,569千円）となりました。

また、設備投資に係る助成金受領等により、営業外収益47,645千円（前年同期比46.7%減）を計上した一方、借入金の利息等の支払により営業外費用55,721千円（前年同期比269.5%増）を計上したことから、経常損失は433,165千円（前事業年度は経常利益144,914千円)、加えて、本社移転費用の発生により特別損失38,787千円を計上し、当期純損失は473,962千円（前事業年度は当期純利益142,905千円）となりました。

なお、当社の事業は細胞製品等の研究開発及び製造販売並びにこれらに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は215,088千円であり、その主なものは、本社及びラボの移転に伴う内装工事及び研究設備の新設であります。

(3) 資金調達の状況

①　増資

2022年12月１日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額2,130,228千円の資金調達を行いました。

② 借入

当社は、経済・金融環境の変化に備えて十分な手元流動性を確保し、中長期的な財務基盤の拡充を図るため、株式会社三井住友銀行・株式会社三菱UFJ銀行等の取引銀行や株式会社商工組合中央金庫等の政府系金融機関等との間で総額1,600,000千円のコミットメントライン契約等を含む融資枠を設定しており、当期末において融資枠に基づく実行残高は467,320千円であります。

また、当社では昨今の新型コロナウイルス禍等の長期化リスクを見据えた安定的な運転資金の確保を目的として、日本政策金融公庫からの「新型コロナ対策資本性劣後ローン」等の長期借入を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念である医療の革新的進歩への社会的貢献を目的として、現在進めるパートナーシップ戦略の展開を軸として、①細胞製品の実用化・商業化、②組織体制及び財務基盤の経営基盤の強化に加え、③医療分野のみならず、次世代ヘルスケア分野や教育分野等の他領域への価値還元や社会的価値と経済的価値の共存を目指したＥＳＧの推進に取り組むなど、持続的な成長を推進してまいります。

① 細胞製品の実用化・商業化

ａ．開発パイプラインの実用化

当社が、再生医療ベンチャーとして中長期的な企業成長と事業価値の最大化を図るためには、再生医療等製品の承認取得をはじめとして、当社独自の基盤技術から生み出される3D細胞製品の開発を着実に進め、継続的に開発パイプラインの価値を拡大・発展させていく必要があります。

当社では、早期の再生医療等製品の承認取得を目指し、当社が中心となってパイプライン開発を推し進め、高度な開発力・技術力等の専門性を有する複数の事業会社との間で構築した強固かつ効率的な共同開発体制に基づき開発を進めるとともに、将来の細胞製品の実用化・商業化を見据え、事業会社とのパートナリングを通じた製造販売体制を強化しております。

また、当社の再生医療等製品の商業化及び将来の安定的・継続的な収益構造の構築に向けて、さらなるパートナリングの強化によるバリューチェーン構築及び再生医療等製品のコスト低減に資する製造体制の整備を進めております。

さらに、当社の製品優位性に基づき将来の再生・細胞医療市場を牽引していくことを視野に入れ、原料の安定供給、製造、販売といった各機能についても、パートナー企業との戦略的な提携等を通じて、再生医療等製品の安定供給、マーケティング、顧客となる医療機関へのネットワーク、販路構築等の拡大に対処すべく体制強化に努めております。

加えて、現在の主要開発パイプラインに続く次世代の研究開発シーズの探索も重要であり、さらなる開発パイプラインの拡充を目指して、引き続き大学や研究機関との共同研究及び自社独自の研究開発についても促進しております。

b．基盤技術普及

当社では、将来の持続的な企業成長のため、再生・細胞医療領域における基盤技術のポジション確立及び次世代のパイプライン（研究開発シーズ）の普及・探索の拡大のため、事業活動とともに、バイオ3Dプリンタ等のデバイスを通じた基盤技術普及を着実に遂行していく必要があります。

そのため、当社は、バイオ3Dプリンタ「Regenova®」及び「S-PIKE®」について販売提携パートナーとともに、学会や展示会等での普及活動を進め、ベース収益の確保を進めるとともに、ユーザーの研究開発を支援し、ユーザーの論文投稿等今後の研究開発促進に繋がるフォローアップ活動についても継続してまいります。

また、バイオ3Dプリンタのグローバル展開を通じた基盤技術のさらなる普及拡大を通じて、当社の3D細胞製品開発のみならず、再生・細胞医療分野における様々な研究開発の促進及び新たなシーズの開拓の促進を目指してまいります。

② 経営基盤の強化

a．組織体制の強化

当社の製品開発の源泉は、開発会社としての研究開発力・技術開発力にあり、当社が再生医療等製品の承認取得へ向けたパイプライン開発や独自の3D細胞製品開発に必要となる技術革新を着実に実行していくためには、当社の基盤技術を習得した人材の確保及び人材の育成を中心とした組織体制を強化する必要があります。

そのため、研究者・技術者がそれぞれの専門性や能力を最大限に発揮できる組織体制を構築し、組織的な開発力・技術力の向上を図るとともに、開発や事業の進展に合わせ柔軟に組織体制の見直しを行い、組織体制の効率化を進めてまいります。

さらに、企業の事業継続性を維持・向上していくため、高度な専門性を有する優秀な人材の確保及び将来の企業成長を牽引していく中核的人材の育成にも努めてまいります。

b．財務基盤の強化

当社は、研究開発型ベンチャー企業であり、製品・サービスの販売及び技術ライセンス等の知的財産権の事業化等により収益を安定的に確保できるようになるまでは、研究開発に対する多額の先行投資による継続的な営業損失と、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上することになることから、将来の持続的な企業成長のため、収益の多様化や安定化を図り、財務基盤を強化する必要があります。

当社では、これまで、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び東京都等の行政からの研究開発・技術開発に対する支援を得るなど効果的な開発資金の獲得及び開発投資により、様々な研究開発や技術開発を進めてまいりました。

また、当社では、効率的で安定した運転資金を確保するため、大手金融機関からの融資枠の供与や政府系金融機関からの長期借入を通じて対外信用力を強化する等、間接金融による財務状況の安定性強化に努めてまいりました。

今後も、細胞製品上市による安定的な収益実現まで、細胞製品及びデバイス関連の売上を伸ばす一方、研究開発費を中心とした事業活動資金を継続的に外部より調達し、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図るとともに、株式市場からの調達などを含めた資金調達手法の多様化を図ることで、事業活動に必要な資金の安定的かつ機動的な調達を通じて財務基盤の強化を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　分		第10期 (2019年12月期)	第11期 (2020年12月期)	第12期 (2021年12月期)	第13期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高	(千円)	121,810	137,484	708,245	374,477
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△369,495	△327,492	144,914	△433,165
当期純利益又は 当期純損失（△）	(千円)	△371,504	△329,501	142,905	△473,962
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	△371,133.37	△329,171.90	285.53	△177.67
総資産	(千円)	2,037,902	2,196,213	2,646,232	4,815,337
純資産	(千円)	1,778,959	1,549,458	1,900,114	3,769,801
１株当たり純資産額	(円)	△2,405,548.48	△2,734,720.38	△5,183.91	484.88

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額については、小数点第３位を四捨五入しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均株式数により算出しております。
３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
４．当社は2022年９月２日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
５．当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社及び東京ラボ	東京都港区三田三丁目５番27号　住友不動産三田ツインビル西館
福岡ラボ	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号　天神ビジネスセンター

(9) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21（1）名	1名減	39.3歳	4.7年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託、パートタイマー及び派遣社員は含む。)は、年間の平均人員を()内に、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

金融機関名	借入額
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	281,000千円
株式会社西日本シティ銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	100,000千円

2．会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　23,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,773,300株

(3) 株主数　3,396名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SBI Ventures Two株式会社	490,500	6.31
富士フイルム株式会社	433,500	5.57
ニッセイ・キャピタル７号投資事業有限責任組合（注：１）	366,000	4.70
積水化学工業株式会社	340,000	4.37
秋枝　静香	294,700	3.79
中山　功一	254,000	3.26
三菱UFJキャピタル４号投資事業有限責任組合（注：２）	251,500	3.23
CYBERDYNE株式会社	233,300	3.00
株式会社SBI新生銀行	223,000	2.86
株式会社JTファイナンシャルサービス	222,500	2.86

（注）１．ニッセイ・キャピタル７号投資事業有限責任組合は、ニッセイ・キャピタル株式会社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合です。
２．三菱UFJキャピタル４号投資事業有限責任組合は、三菱UFJキャピタル株式会社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合です。
３．持株比率は、小数点第３位を切り捨てて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2022年９月２日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 2016年１月21日開催の取締役会決議による新株予約権（第６回新株予約権）

- 新株予約権の数　８個
- 新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式500株（新株予約権１個につき500株）
- 新株予約権の払込金額　新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個当たり70,000円
- 新株予約権を行使することができる期間　2018年１月22日から2026年１月21日まで
- 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	８個	4,000株	１名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

（注）１．上記の取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．2022年９月２日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 2017年６月16日開催の取締役会決議による新株予約権（第10回新株予約権）

- 新株予約権の数　17個
- 新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式500株（新株予約権１個につき500株）
- 新株予約権の払込金額　新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個当たり70,000円

・新株予約権を行使することができる期間　2019年６月17日から2027年６月16日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	17個	8,500株	1名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）１．上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．2022年９月２日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

③　2018年８月10日開催の取締役会決議による新株予約権（第13回新株予約権）
・新株予約権の数　15個
・新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式500株（新株予約権１個につき500株）
・新株予約権の払込金額　新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個当たり70,000円
・新株予約権を行使することができる期間　2020年８月11日から2028年８月10日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	15個	7,500株	1名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）１．上記の取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．2022年９月２日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

④　2019年４月12日開催の取締役会決議による新株予約権（第14回新株予約権）
・新株予約権の数　184個
・新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式500株（新株予約権１個につき500株）
・新株予約権の払込金額　新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個当たり110,000円

・新株予約権を行使することができる期間　2021年４月13日から2029年４月12日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	184個	92,000株	３名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）１．上記の取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．2022年９月２日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

⑤　2022年3月4日開催の取締役会決議による新株予約権（第18回新株予約権）
・新株予約権の数　260個
・新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式500株（新株予約権１個につき500株）
・新株予約権の払込金額　１個当たり2,700円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個当たり125,000円
・新株予約権を行使することができる期間　2022年3月14日から2032年3月13日まで
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	260個	130,000株	３名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）2022年９月２日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	秋枝　静香	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）事業　再生医療分野ヒト細胞製造システム開発ワーキンググループ　タスクフォース委員・ワーキング委員
取締役	三條　真弘	当社CFO経営管理部長
取締役	徳永　周彦	当社システム開発部長
取締役	吉岡　康弘	－
取締役	鈴木　邦彦	株式会社セルファイバ　社外監査役
常勤監査役	小田　陽一	小田公認会計士事務所　代表
監査役	廣瀬　卓生	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー弁護士 株式会社コアコンセプト・テクノロジー　社外取締役 浜松ホトニクス株式会社　社外取締役
監査役	小田　和也	みれい菓株式会社　代表取締役

（注）1．取締役吉岡康弘及び取締役鈴木邦彦は、社外取締役であります。
2．監査役小田陽一、監査役廣瀬卓生及び監査役小田和也は社外監査役であります。
3．監査役小田陽一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役廣瀬卓生は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として法令、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、取締役吉岡康弘、鈴木邦彦、監査役小田陽一、廣瀬卓生及び小田和也を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、全

ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年３月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に基づき、かつ、独立社外役員が委員の過半数を占める報酬諮問委員会における審議等の手続きを経たうえで決定されていることから、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬等は、外部専門機関の報酬データや公表資料データを参考にしながら、同業他社、異業種の報酬水準等を踏まえて基準額の設計を行っております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、月額固定報酬のほかに、予め定める客観的な基準及び外部評価等を取り入れた所定の手続きに従い合理的に算出される賞与等の業績連動報酬やストックオプション等の非金銭報酬を支給することができるものとしております。

このように報酬の一定割合を業績と連動させること、あるいは、非金銭報酬による支給とすることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。

また、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成するものとします。

ｂ．定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、企業成長に対する貢献等に応じて、一般的な業界水準、当社と同程度の事業規模を有する他社動向等を総合的に考慮して決定するものとします。

ｃ．業績連動報酬等の内容及び、額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、当社及び当社取締役の業績評価に応じて算出された基準額に、当該年度の各取締役の貢献度等を加味して支給するものとします。

ｄ．非金銭報酬等の内容及び、額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与を目的として、株主総会において金銭報酬とは別に承認を得た報酬上限

額の範囲内において、ストックオプション等の新株予約権を付与します。
　新株予約権の付与は、個別の取締役の役位、職責、在任年数、業績評価、中長期的な企業成長への貢献等を総合考慮して、適宜の時期に取締役会にて協議して個別の取締役への付与の有無・数量・条件等の具体的内容を決定するものとします。

e．金銭報酬の額、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　取締役の個人別の報酬等の割合については、同業種かつ同規模の企業の報酬等の検証を踏まえたうえで、当社の業績に鑑み、支給の都度その具体的内容を決定しております。

f．取締役の個人別の報酬等の内容の決定についての委任に関する事項
　取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、取締役会の決議により代表取締役が委任を受けるものとし、委任された代表取締役は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内において決定します。
　なお、当社は、取締役の報酬等について、客観性及び透明性を確保するため、任意の報酬諮問委員会を設置しており、上記の委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役は、委員の過半数が独立社外役員で構成される報酬諮問委員会における審議内容を踏まえ決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の具体的内容が決定されていることから、当社取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであり適正であると判断しております。
　代表取締役に上記権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に取締役の個人別の報酬等の額を決定できると判断したためです。

②　監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
　監査役の報酬等は、高度な独立性を確保する観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（うち社外取締役）	78,810（4,920）	78,810（4,920）	－	－	－	5（2）
監査役（うち社外監査役）	16,350（16,350）	16,350（16,350）	－	－	－	3（3）
合計（うち社外役員）	95,160（21,270）	95,160（21,270）	－	－	－	8（5）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬等については、2021年３月26日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬等については、2021年３月26日開催の第11期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外監査役小田陽一氏は、小田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
・社外監査役廣瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同事務所との間で法律相談等の役務提供の取引関係がありますが、当該役務は同事務所の異なる弁護士から提供を受けているものであり、また、その取引額は軽微であります。
・社外監査役小田和也氏は、みれい菓株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

②　他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役鈴木邦彦氏は、株式会社セルファイバの社外監査役であります。当社と同社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
・社外監査役廣瀬卓生氏は、株式会社コアコンセプト・テクノロジーの社外取締役及び浜松ホトニクス株式会社の社外取締役であります。当社と上記各社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

③　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

社外役員	出席状況及び発言状況等
取締役　吉岡　康弘	当事業年度に開催された21回全ての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役　鈴木　邦彦	当事業年度に開催された21回全ての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。
監査役　小田　陽一	当事業年度に開催された21回全ての取締役会に出席、また13回全ての監査役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と知識に基づき、当社の財務及び経営戦略に関する発言を適宜行っております。
監査役　廣瀬　卓生	当事業年度に開催された21回全ての取締役会に出席、また13回全ての監査役会に出席し、法務の専門家としての豊富な経験と知識に基づき、当社のコンプライアンスに関する発言を適宜行っております。
監査役　小田　和也	当事業年度に開催された21回全ての取締役会に出席、また13回全ての監査役会に出席し、これまでの豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,250

（注）会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が9,300千円あります。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、東邦監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきましては、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を構築しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。

ｂ．監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また社外監査役のうち１名以上は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当する。

ｃ．必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令に適合することを確認する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」といいます。）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。

ｂ．経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため以下の事項を定める。

ａ．毎月１回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役及び社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。

ｂ．常勤取締役及び各部署長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月１回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、常勤監査役も経営会議に出席し、業務執行状況を監視する。

c．事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
d．内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、社長及び監査役に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認する。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。また、取締役及び使用人の全て社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。
b．内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。

⑥　当社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、業価値向上を目指した経営を行い、かつ社会的責任を全うするために経営理念を策定する。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、当社は経営会議を設けて、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行う。さらに全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、管理規程及び関連諸規程に基づいて、会社の管理監督を実施し、適時適切な報告・相談などを行う。また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及び各会社におけるこれらの業務の実施状況を監査する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、及び内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制
a．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
b．監査役に報告を行った者が不利益を受けないような体制を整備する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a．監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要

会議に出席する他、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査する。

b．監査役は、内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努める。また、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

c．監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、管理部門担当部署を中心にチェック体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は12回、コンプライアンス・リスク委員会は４回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、執行役員、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査担当部署は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

貸借対照表

2022年12月31日現在

【単位：千円】

資産の部		負債の部	
流動資産	4,565,355	流動負債	682,536
現金及び預金	4,437,307	買掛金	3,197
売掛金	13,583	短期借入金	467,320
商品及び製品	30,085	１年内返済予定の長期借入金	77,824
原材料	10,313	未払金	45,765
前払費用	17,713	未払費用	25,728
未収入金	56,245	未払法人税等	29,130
その他	106	預り金	11,542
固定資産	249,982	前受収益	22,029
有形固定資産	189,032	固定負債	363,000
建物附属設備	130,146	長期借入金	363,000
機械及び装置	712	負債合計	1,045,536
工具、器具及び備品	58,173	純資産の部	
無形固定資産	5,484	株主資本	3,769,099
特許権	3,474	資本金	1,272,005
ソフトウエア	1,510	資本剰余金	3,893,932
その他	500	資本準備金	3,893,932
投資その他の資産	55,464	利益剰余金	△1,396,838
出資金	10	その他利益剰余金	△1,396,838
敷金及び保証金	55,454	繰越利益剰余金	△1,396,838
		新株予約権	702
		純資産合計	3,769,801
資産合計	4,815,337	負債・純資産合計	4,815,337

損益計算書

自　2022年 1 月 1 日
至　2022年12月31日

【単位：千円】

科目	金額	
売上高		374,477
売上原価		132,982
売上総利益		241,495
販売費及び一般管理費		666,585
営業損失		425,089
営業外収益		
受取利息	41	
助成金収入	46,418	
その他	1,185	47,645
営業外費用		
支払利息	7,457	
コミットメントフィー	10,159	
為替差損	1,268	
上場関連費用	20,477	
株式交付費	16,357	55,721
経常損失		433,165
特別損失		
本社移転費用	38,787	
固定資産除却損	0	38,787
税引前当期純損失		471,953
法人税、住民税及び事業税	2,009	2,009
当期純損失		473,962

株主資本等変動計算書

自　2022年 1 月 1 日
至　2022年12月31日

【単位：千円】

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	2,721,927	2,721,927
当期変動額			
新株の発行	1,172,005	1,172,005	1,172,005
当期純損失	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	1,172,005	1,172,005	1,172,005
当期末残高	1,272,005	3,893,932	3,893,932

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	△922,876	△922,876	1,899,050	1,064	1,900,114
当期変動額					
新株の発行	—	—	2,344,010	—	2,344,010
当期純損失	△473,962	△473,962	△473,962	—	△473,962
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	△362	△362
当期変動額合計	△473,962	△473,962	1,870,048	△362	1,869,686
当期末残高	△1,396,838	△1,396,838	3,769,099	702	3,769,801

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品及び製品	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備	8～18年
機械及び装置	4～7年
工具、器具及び備品	2～10年

無形固定資産　定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

特許権	8～13年
ソフトウエア	社内における見込利用可能期間(５年)による定額法

(3)繰延資産の処理方法

株式交付費　支出時に全額費用として処理しています。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主として、自社製品及び仕入商品は引渡を行った時点で、それぞれ顧客が当該財に対する支配を獲得したと考え、収益を認識しております。また、サービスの提供については、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4. 追加情報

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入

手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	900,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　199,932千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,600,000千円
借入実行残高	467,320千円
差引額	1,132,680千円

(4) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額　13,583千円

(5) 前受収益のうち、契約負債の金額
該当事項はありません。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	7,773,300株

(2) 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	378,000株

（注）権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は税務上の繰越欠損金でありますが、その全てについて回収可能性がないと判断して、繰延税金資産計上額はありません。なお、繰延税金負債は計上しておりません。

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、国外企業への輸出販売に際し生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に研究開発を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、現状の金利は低い水準で推移しており、今後も急激に高くなることは考えにくいため、スワップ等は利用しておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ｂ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)　を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済含む）	440,824	423,668	△17,155

（注1）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10
保証金	55,454

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済含む）	―	423,668	―	423,668

長期借入金（１年内返済含む）
長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

９．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	報告セグメント		合計
	細胞製品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務	計	
一時点で移転される財 一定の期間にわたり移転される財	333,254 34,023	333,254 34,023	333,254 34,023
顧客との契約から生じる収益	367,277	367,277	367,277
その他の収益	7,200	7,200	7,200
外部顧客への売上高	374,477	374,477	374,477

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	57,691	13,583
契約負債	60,301	―

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、60,301千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が１年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　484.88円

１株当たり当期純損失　177.67円

（注）当社は2022年９月２日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月27日

株式会社サイフューズ
　取締役会　御中

東邦監査法人
　東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　　淳

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小池　利秀

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイフューズの2022年１月１日から2022年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月28日

株式会社サイフューズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小田　陽一　㊞
社外監査役　廣瀬　卓生　㊞
社外監査役　小田　和也　㊞

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区三田三丁目５番27号
住友不動産三田ツインビル西館１階　ベルサール三田
電話　０３－３４５１－６０２１

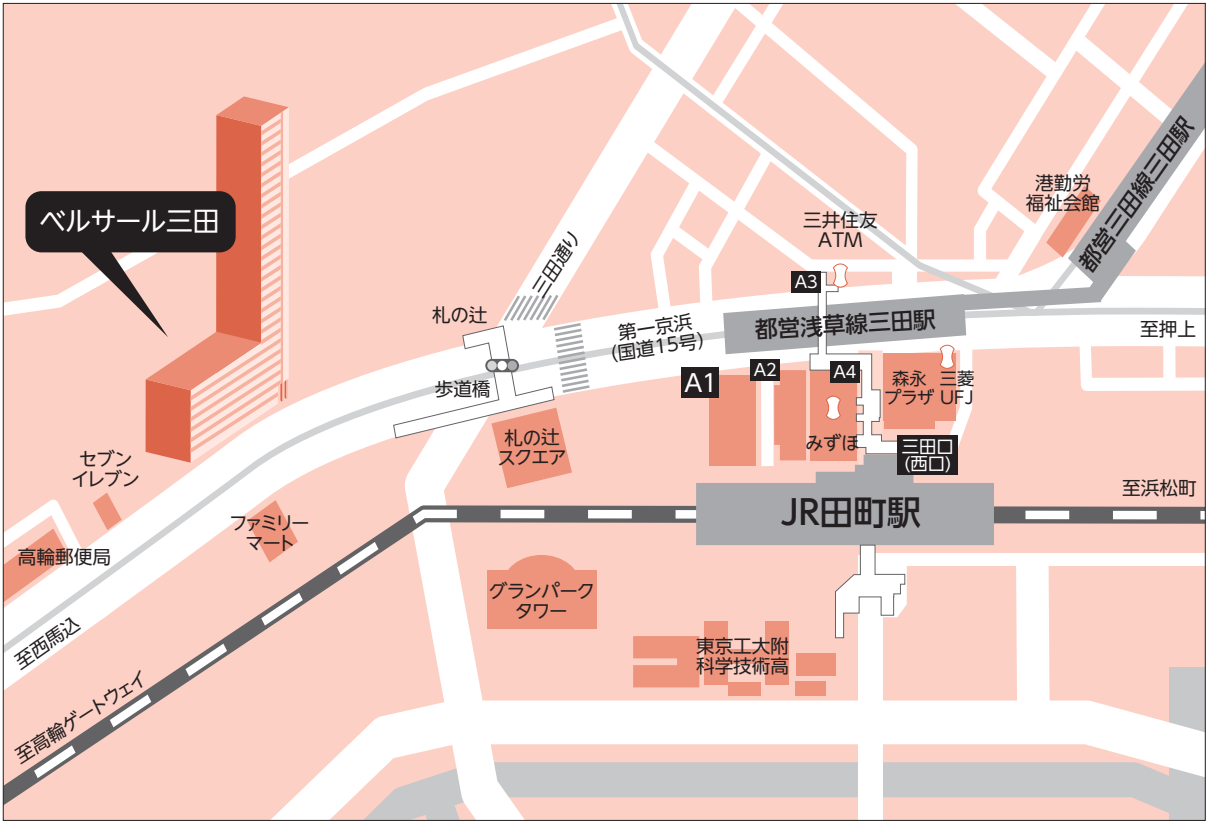

●最寄駅
JR山手線・京浜東北線田町駅三田口（西口）徒歩８分
都営地下鉄三田線・浅草線三田駅Ａ３・Ａ４出口徒歩７分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。